令和6年第4回定例会　　千歳市議会会議録（令和6年12月12日）

△北山敬太議員の一般質問
○坂野議長　次に移ります。
　12番、北山議員。
◆12番北山議員　無所属の北山です。
　通告に従い、順次、伺ってまいります。
　大項目1、市長の政治姿勢について、中項目の1点目、人口ビジョンと第7期総合計画の見直し。
　このたび、千歳市人口ビジョンの改訂版が示されましたが、まず、令和2年に策定したこれまでの人口ビジョンと比較して大きく変化した部分を端的に御教示ください。
　次に、人口ビジョンの精度について伺います。
　今回の改訂版ではラピダス社立地に伴う人口増加効果予測が加えられておりますが、市内の急激な不動産価格の上昇、また、需要に対する供給戸数の不足などを考えますと、その多くを市内で吸収することは難しいものと推察しております。
　私の元にも今年度に入ってから不動産価格や賃料の上昇に困惑する市民からの相談が複数寄せられており、現状のまま放置すれば、現在、賃貸住宅に入居している子育て世帯の多くは市外へ流出してしまうものと危惧されます。
　今回の改訂版でも毎年度行っている市民意識調査の結果を反映したような記述は見受けられませんが、今回の人口ビジョンの改訂において市民の定住意向などを加味しなかった理由について伺います。
　次に、第7期総合計画の見直しについて伺います。
　今回、第7期総合計画見直しの検討結果が示されましたが、結果として基本構想の見直しは行わないとのことであります。
　7総計の基本構想を変えないということは、今般のラピダス社の進出が少なくともこの計画期間が終わる2030年までは当市の社会経済情勢に急激な影響を及ぼすものでもなく、基本構想に書かれた7つの基本目標で目指す町の将来像の形成にも特に影響を及ぼさない、つまり、全て滞りなく目的を達成できると市は判断したと解釈されるわけですが、その認識で間違いないでしょうか。
　私には、今回、7総計見直しの根拠とされた千歳市将来ビジョンの位置づけがよく理解できません。今回の素案を見る限り、ラピダス社進出による経済効果についてはまだまだ未知数で確定的なことは言えないという印象です。この将来ビジョン自体は今後も随時更新されていくものなのか、また、7総計との相関性についてもう少し具体的に御教示をお願いいたします。
　次に、来年、国勢調査が行われますので、人口流動だけでなく、就業実態や住居等の実態についてもかなり詳細で正確なデータが取れるものと考えますが、この結果を踏まえて、再度、7総計の見直しを検討する可能性があるのか、伺います。

中項目の2点目、都市計画マスタープランの見直し。

現在の第3期都市計画マスタープランは令和4年度からスタートしておりますが、その後、ラピダス社の進出表明に伴い市内の地価高騰とともに住宅用地や工業団地の不足がにわかに問題となるなど、見直しの議論に迫られていることは十分理解できます。

しかるに、都市計画マスタープランの見直しについては、千歳市第7期総合計画及び北海道が定めた千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の上位計画に即して策定しており、これら上位計画の見直し、都市環境や社会経済情勢の変化などによりまちづくりの方向性に大きな変化が生じた場合には本計画の見直しを適宜行うと記されております。

今回、千歳市将来ビジョンと人口ビジョンの改訂を受けて、都市計画マスタープランの見直しを行う必要性について検討するとのことでありますが、上位計画である7総計の基本構想については見直さないことが既に決定している中で、どういう根拠と意図を持って検討することとなったのかお示しください。

さらに、もし都市計画とマスタープランを見直すことになれば、具体的にどのようなスケジュールと意思決定に基づき検討されていくのか、現時点で考え得る流れについてお示しください。

次に、新千歳空港周辺地域のマスタープラン見直しについて伺います。

第2期と第3期の都市計画マスタープランを見比べますと、地域別構想の中にある新千歳空港周辺地域の概況と現状課題についてはその内容にほとんど変化がないように見受けられます。しかしながら、この第3期都市計画マスタープランが策定された令和4年度以降、美々地区にはラピダス社が進出し、柏台地区ではアウトレットモール・レラの撤退、そして、45ヘクタールの新たな工業団地の造成と現況は大きく変容しています。今後、道が掲げる上位計画の動きと整合を図りながらこのエリアの位置づけが検討されていくものと推察しますが、現状で見直しの可能性や方向性について、市長の御所見があればお聞かせください。

中項目の3点目、産学官連携の在り方。

現在、ラピダス社が工場の建設を進めている美々ワールド地区において、平成9年、千歳市は、千歳科学技術大学の開学に合わせて光科学の頭脳拠点を集積し光科学技術の創出、育成を図ることを目的にアメリカ、スタンフォード大学を核としたシリコンバレーに倣い、ホトニクスバレー構想を掲げました。

また、このホトニクスバレー構想による産学官連携の推進母体として、同年、ホトニクスワールドコンソーシアム、通称PWCが立ち上がり現在に至っていると認識をしております。

このPWCには、平成9年度より市の産学官共同研究促進事業費の予算から毎年50万円が負担金、いわゆるPWCの会費として支出されております。

私は、令和2年第3回定例会の一般質問において、ホトニクスバレー構想は既に収束しているのかとお尋ねしましたが、千歳市が策定した個別計画であるホトニクスバレー構想がなぜか科技大が公立化された際に提唱したスマートネイチャーシティちとせ構想の中に既に包含されているという誠に珍妙な答弁でした。

このときの状況から変わっていないのであれば、現在もスマートネイチャーシティちとせ構想の中

にこのホトニクスバレー構想も生きていることになりますが、その認識で正しいのか、改めて確認をいたします。

今回、第7期総合計画の基本構想は見直さないという方針が示されましたが、この基本構想の中には、スマートネイチャーシティちとせ構想の取組や地域社会との連携、協力の支援に努めるという基本目標が載っております。

平成11年に策定された第1期の都市計画マスタープランの中では、千歳美々プロジェクトの中に科技大やホトニクスバレーが位置づけられておりますが、もしホトニクスバレー構想がいまだに生きているのだとすれば、これから美々ワールド一帯において、ラピダス社の小池社長が提唱しております北海道バレー構想、あるいは、これから打ち出される道の計画等の間にそごを来す可能性が高いものと思われます。

現在、美々ワールドに新たに分譲できる土地はなく、物理的にも実現の可能性は皆無であることから、来年度、ラピダス社のパイロットラインが稼働する前にホトニクスバレー構想を正式に撤回し、当市が掲げた美々ワールドの地区計画を白紙に戻しておく必要があるのではないかと思いますが、市長の御所見を伺います。

昨年の第4回定例会での渡部議員の科技大における半導体、DX人材の育成においての質問に対する答弁の中で、横田市長は、PWCでは、来年度の見直しに当たり半導体分野の新設に向けて科技大と連携して取り組んでいると答弁をされております。

そこで、お尋ねしますが、PWCがNPO法人となった平成13年の設立趣意書には、この法人はホトニクスバレー実現のための推進組織と明記されており、その後、PWCの理念や活動方針が変更されたという説明は議会にもなされていないと思われますが、現在、科技大とラピダス社の間にPWCが関与している理由について御教示ください。

また、PWCが設立されてから現在に至るまでの美々ワールド地区における産学官連携の流れと変化について改めて時系列でお示しください。

今後、美々ワールドエリアが次世代半導体プロジェクトの拠点として認知されていくのであれば、そこに携わるPWCがホトニクスの冠を掲げたまま活動することにも違和感を覚えます。私ごときが異を唱える立場ではありませんが、名は体を表すと申します。今後、科技大が引き続きこの地でラピダス社のプロジェクトに参画するのであれば、ホトニクスという限られた分野ではなく、半導体関連産業も含む先端科学技術の産学官連携の一翼を担う立場として、シリコン、セミコン、あるいは、アドバンスドテクノロジーなど、これからの活動にふさわしい冠を掲げるべきではないか。この点について、横田市長からPWCに進言されてはいかがかと僭越ながら進言をいたしますが、市長の御所見を伺います。

中項目の4点目、地域コミュニティーの維持。

これまで、円滑な住民自治、あるいは、地域福祉の重要な担い手であった町内会、自治会などの組織率が低下しその機能を失いつつあることへの危機感については、これまで幾度となくこの議会の中で取り上げてまいりました。

私の住む末広地区には3つの町内会がありますが、いずれも高齢化の影響で現在は組織率が3

割を切るような状況にあります。加えて、昨今の市内における不動産取引価格の急激な上昇により、戸建て住宅が集合住宅へと変容していき、地域コミュニティーの衰退はとどまるところを知りません。恐らく、JR千歳駅を中心として、今後、同心円状にこのような状況が広がっていくものと推察するところですが、町内会が存続し得なくなった後の地域コミュニティーの維持やごみステーション、防犯灯の設置や管理など、住民サービスの存続方法について、改めて市長の御見解を伺ってまいります。

町内会活動の衰退は、新型コロナウイルスが蔓延して集団での活動や会食の自粛が叫ばれた令和2年度以降に顕著になったと認識しておりますが、令和に入ってから解散した町内会があれば具体的にお示しください。

また、現在活動休止中や今後の活動継続が危ぶまれている町内会の動向等について把握をしていればその件数をお示しください。もし把握をしていないのであれば、今後、調査する予定はあるか、お尋ねします。

申し上げたように、元々高齢化が顕著な町内会では加入率低下とともに役員の担い手不足が深刻な状況にあります。町内会は住民が自主的に組織した任意団体でありますから、解散もまた住民の任意で行えるものと理解をしておりますが、町内会が解散した場合、ごみステーションや防犯灯などの財産や管理の移管については、どのように行われることになるのか、お示しください。

現在、令和9年度中の供用開始に向け大和地区コミュニティセンターの整備が進められておりますが、私の町内会が加盟をしております花園コミュニティ協議会でも加盟町内会の弱体化などからこれまで実施してきたコミセン祭りなどの地域振興行事を凍結せざるを得ない状況に追い込まれております。市内には、大学生や若い勤労者が多数居住していると思いますが、このような若者を町内会活動に参加させようとしても、役割だけを一方的に押しつける旧態依然とした組織ではほぼ不可能であり、安定的に地域コミュニティーの存続を図るには既存の町内会に代わる新たな住民組織の形成が必要と考えます。

現在、協議会の議論の中ではいずれ町内会が機能しなくなる日に備えて、コミュニティセンターをスポーツや音楽など共通の趣味を持つ若者たちが集うサークル活動の拠点として開放し、それらの活動の延長でコミュニティ協議会の運営とともに地域防災、防犯などの役割を担ってもらう組織として育成できないかという意見が挙がっております。この意見に対し、市の見解と併せて育成に取り組む余地があるか市長の御所見を伺います。

今回改訂された人口ビジョンの地区別人口推計を拝見しますと、エリアごとの人口の増減率にかなりの幅があり、減少率の高いエリアでは老年人口の比率が高くなっている傾向が見受けられます。このことは今後の町内会活動等においても地域格差が拡大する可能性を示しており、これまで町内会連合会や社会福祉協議会などを通じて一律に推進してきた様々な地域活動の足並みもおのずと乱れてくるものと予想されます。このギャップを市長は今後、どのように埋めていくお考えなのか、伺います。

大項目2、指定管理者の選定について、中項目の1点目、千歳市葬祭場の事業者選定。

本会議初日、プロポーザル方式による契約事務に対する監査報告に対して、私が指定管理者の

事務手続についても監査を加えることができないかとお尋ねをした際、監査委員からは指定管理者の指定については指定管理料の多寡にかかわらず議決案件となっていることから、行政監査を行う考えはないとの御答弁がありました。

この御答弁を聞いて、私は指定管理者の指定は全て議決案件であるのだから選定過程の不備、あるいは結果に不適があると判断される場合は議会が否決すればよいだけのこと。そのように監査委員は示唆されたのだと解釈いたしました。

今回、指定管理者の選定が行われた千歳市葬祭場については3団体の応募があり、現在の指定管理者である株式会社東洋実業が選定されました。

指定管理者の選定については、これまでの選定委員の合計得点による方法から多数決方式に改められましたが、3社のうち東洋実業ともう一社、資料ではB社と表記されておりますが、4票ずつの同数となったため、8名の委員の協議によって事業者を決定したとのことであります。この委員の得票数が同数となった場合の優先順位のつけ方について事前のルール設定がなかったこと、また、落選したB社の見積もり提示額が東洋実業と比較して2,712万8,431円低額であったにもかかわらず、市から提示された資料では価格差に相応するサービスの優位性が把握できなかったことから、やむなく、私は付託審査のあった3日の厚生環境常任委員会で当該議案に対し反対の立場を表明したところであります。

私は選定委員会における議論や委員各位の判断に対して異議を唱えるものではありませんが、プロポーザル方式であったとしても見積もり提示額の高い事業者が選定された場合はその選定結果とは別に執行部がその価格差に相当するサービスの優位性と妥当性について議会や市民に対して説明する責任があるものと考えます。今回のケースでは、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法の精神に照らした場合、議会人として責任を持ってこの決定が正しいと市民に説明することができません。

この点を踏まえ、私のほうから次のとおり改善を求めます。

1点目。

委員の得票が同数になった場合、協議という曖昧な手法ではなく、指定管理料提示額の低いほう、あるいは、委員各位をつけた得点の平均値が高いほうを採択するなど、定量的に優先順位を決めるルールを設けること。

2点目。

指定管理者の選定は議会の議決を経ることが必要である点に配慮し、公募を行う際の仕様書、また、指定管理者の応募状況など、選定手続の節目において議会に対する中間報告を行うこと。

3点目。

プロポーザルによる選定の結果、見積額が高い応募者を選定することになった場合は選定委員の評価とは別に執行部が選定結果の妥当性を明記した意見書を作成して議会に提示すること。

4点目。

指定管理者制度の選定に関しても新たに明確なガイドラインやマニュアルを設けること。

以上の4点を提案するものですが、市長の御見解を伺います。

中項目の2点目、単者応募の際の取扱い。

この問題についても、これまで幾度となく改善を促してまいりましたが、指定管理の公募に際して1者のみの応募しかない状況が続くということは、指定管理者制度の狙いでもある公共施設運営の効率性と競争性を発揮できず、サービス面での質の向上が促されないばかりか、ともすれば、高かろう悪かろうのサービスが継続する温床ともなり、結果的に例外中の例外である随意契約に等しい状況を行政自らが看過していることに変わりありません。

今回、契約管財課に資料の作成をお願いし、現在、二回り以上同じ事業者が継続して指定管理を行っている施設をピックアップしていただきました。

皆様の机上にも資料が配付されていると思いますので、御確認ください。

この資料を見ますと、今回指定管理者の改選が行われた千歳霊園、千歳市立図書館ともに単者応募となっており、今回の指定が認められれば両者とも連続5期22年間の指定管理継続となります。

千歳霊園については当初から2巡目までは2社の応募があったものの3巡目からは1社のみの応募、図書館についても最初は10社もの応募があったものの2巡目からは他社の応募がなく現在に至っております。

このように、他社が一切応募せず競争性が発揮されなくなっている要因について、市長はどう分析されているのか、お示しください。また、今後この状況を打開するためのお考えがあれば伺います。

次に、現在、単社応募のみの場合の指定管理者選定については、評価点が満点の7割以上である委員が半数以上の場合には候補者となるとのことでありますが、仮にこの条件を満たさず不調となった場合、当該施設の運営はどうなるのか、お示しください。

今回、千歳市立図書館の指定管理者指定に関し議案説明後に全体講評の見直しがあり、この中に、なお、カフェ導入については施設整備など課題があることからその導入を必須とするものではないとの文言が加わりました。カフェの導入は必須ではないということになれば、カフェの導入を高評価した選定委員の得点に影響が出る可能性もあるわけですが、今回の全体講評の修正は新たに選定委員会を招集して全ての委員の確認と了解を得て決定されたのでしょうか、また、結果的に得点のつけ直しは行われたのか、お示しください。

過去にも応募者を積極的に募るために公募前にサウンディングを実施すべき等の提案をしてきましたが、今後も行政として競争性を発揮させる努力を行わないのであれば、連続2期以上単者応募が続き、次回も複数の応募が見込めない施設については、指定管理者制度のメリットが享受できないので、これを取りやめるべきと考えます。この点について、市長の御所見を伺います。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。

○坂野議長　10分間休憩いたします。

（午後2時25分休憩）

（午後2時35分再開）

○坂野議長　再開いたします。
◎横田市長　無所属、北山議員の一般質問にお答えいたします。
　初めに、市長の政治姿勢について、人口ビジョンと第7期総合計画の見直しについてであります。
　現人口ビジョンから大きく変化した部分についてでありますが、このたびの人口ビジョンは半導体産業の集積により本市の人口構造に変化が見込まれたことから改訂するものであります。改訂する人口ビジョンでは、直近の人口動態の分析を行うとともに、将来ビジョン案において各企業へのヒアリングや先行事例を参考に算定をした令和22年までの人口増加効果、累計7,800人を加えた推計を将来推計人口として示すものであります。この結果、将来推計人口では令和12年に10万人に到達する推計となり、人口のピークは令和18年の10万2,246人となりました。
　次に、将来推計人口の考え方についてでありますが、推計の考え方につきましては、令和6年10月1日時点の住民基本台帳人口を基準人口として直近の人口動態のトレンドを踏まえたコーホート要因法に将来ビジョンで示す人口増加効果を加え算定をしたところであります。
　なお、市民の定住意向について、令和6年7月に実施した市民まちづくりアンケートでは、千歳市に住み続けたいと答えた方は全体の約8割となっており、この結果は令和3年度以降毎年度実施している市民意識調査結果とおおむね変わらない結果となっております。
　次に、基本構想を見直さない理由についてであります。
　将来ビジョン案では、半導体産業の集積やこれに伴う人材育成、外国人対応、中心市街地、空港周辺地域の開発など、将来起こり得る様々な町の変化や市の対応を示しており、こうした町の変化は第7期総合計画の計画終期である令和12年度までは徐々に進んでいくこと、また、町の変化に対応するための取組については基本構想で掲げる基本目標及び展開方針と方向性を同じくするものであると考えております。
　また、基本構想において令和12年の将来人口を10万人と掲げておりますが、今回見直す将来推計人口においても令和12年に10万人に到達することとなっておりますことから、整合が図られているものと考えております。
　以上のことから、基本構想の見直しを行わず、7つの基本目標の達成に向けては、必要に応じて実施計画における施策や目指すこと、取組の方向、指標の見直し、個別計画の見直しを行う中で対応することとしたものであります。
　次に、第7期総合計画との相関性と将来ビジョンの更新予定についてであります。
　将来ビジョンは、ラピダス社の立地を契機としてどのように本市の半導体関連企業の集積が進み人口規模が変化するかについて調査、分析し、取りまとめるものであり、現行の第7期総合計画や各個別計画に与える影響を検証し的確な対応を行うことで、さらなる町の発展につなげるために策定するものであります。
　将来ビジョンの更新についてでありますが、通常、一企業の立地を理由として総合計画や人口ビジョンを計画期間中に見直すことはありませんが、ラピダス社の立地は本市のまちづくりへの影響が大きいものと判断をしたことから、今般、将来ビジョンを策定し、併せて人口ビジョンを改訂する

ものであります。
　このことから、将来ビジョンを更新する考えはありませんが、半導体関連産業集積等が進むことによって生じる町の変化を的確に捉え、次期総合計画に反映してまいります。
　次に、来年度の国勢調査による影響についてであります。
　直近の国勢調査が実施された令和2年では、国勢調査の人口は9万7,950人、住民基本台帳人口は9万8,122人であり、おおむね大きな差はない状況であります。
　国勢調査は5年に1度実施されるものであり、令和2年度に行われた国勢調査の結果は、翌年11月末以降、段階的に示されたことから、令和7年度に実施される国勢調査の結果は令和8年秋以降に示されるものと考えております。国勢調査の結果により、第7期総合計画基本構想の見直しを検討する考えはありませんが、国勢調査がどのような結果になるかについては注視をしてまいります。
　次に、都市計画マスタープランの見直しであります。
　都市計画マスタープランの見直しの必要性について検討する根拠と意図でありますが、都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に位置づけられる市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、都市計画に関わる土地利用の方針、道路、公園、下水道などの都市施設の整備方針などについて策定する計画となっております。
　千歳市では、令和4年3月に現在の千歳市第3期都市計画マスタープランを策定しておりますが、千歳市の美々ワールドへのラピダス社の立地を契機とした関連企業の立地や人口の増加を見込んだ市街化区域内における土地利用が進み、工業地の不足や住宅地、商業地の土地価格の上昇など、千歳市第3期都市計画マスタープランの策定時から社会情勢が変化してきております。第7期総合計画の基本構想が変わるものではありませんが、このような社会情勢の変化に対応し、今後の土地利用を見据えて都市計画マスタープランの見直しの必要性について検討することとしたものであり、北海道においても半導体関連産業の集積を目指す市街化区域の拡大について、柔軟に対応していくことの表明があったところであります。
　次に、都市計画マスタープランを見直すとした場合のスケジュールと決定の流れでありますが、現時点でスケジュールを含め決まったものはありませんが、見直しを進める場合には千歳市都市計画審議会への説明やパブリックコメントを実施してまいります。
　次に、新千歳空港周辺地域の新たな位置づけの可能性と方向性についてであります。
　新千歳空港周辺は、空港を核として鉄道や北海道縦貫自動車道、道央圏連絡道路、国道36号などにより広域交通のネットワークが形成され交通利便性の高い地域であり、また、今後、ラピダス社の立地を契機とした半導体関連産業の集積が想定されるなど、土地利用の可能性が高い地域と認識をしておりますことから、新千歳空港周辺地域内において新たに土地利用の方針を位置づける必要性について検討してまいります。
　次に、産学官連携の在り方。
　初めに、スマートネイチャーシティちとせ構想とホトニクスバレー構想であります。
　千歳科学技術大学は、当初、光分野において光科学技術の研究開発を行い、ホトニクスバレー

構想を推進してきましたが、平成28年に公立化に向けた地域貢献の取組としてスマートネイチャーシティちとせ構想を新たに提唱し、平成29年度から取組を推進しております。これを受け、科技大、PWC及び市として推進してきましたホトニクスバレー構想は、科技大が主体であるスマートネイチャーシティちとせ構想に発展的に移行したものと認識をしております。

なお、第7期総合計画の実施計画におきましては、科技大と地域社会との連携、協力を支援しスマートネイチャーシティちとせ構想の実現や地域に根ざした地域貢献活動の展開を促進することとしております。

次に、美々ワールドの地区計画についてであります。

都市計画における地区計画は、地区の特性に合わせて良好な街区として環境整備を図るため、建築物の用途、形態などに関する制限について定めるものであります。美々地区においては、生産施設、交流施設、学術研究施設等の土地利用を図るため、平成6年に地区計画を定め、住宅や共同住宅、遊戯施設などの制限しております。その後、建築基準法の改正に伴う文言修正による変更のほか、土地利用の見直しにより平成17年に地区計画及び用途地域の変更を行い、一部の区域において店舗面積や危険物の貯蔵、処理量の制限について変更を行っております。

また、ラピダス社の立地に伴い、令和5年に地区内の都市計画道路の廃止と併せ、地区計画の地区整備計画区域及び用途地域について一部変更を行っております。地区計画は良好な街区として存続するため地区のルールとして定めているところであり、今後につきましても必要に応じて、地区計画の変更について対応してまいります。

次に、公立千歳科学技術大学とラピダス社との連携におけるPWCの関与についてであります。

PWCでは、科技大の教員の専門分野について企業等と共同研究を行う研究クラスター活動を実施しており、本年4月には、半導体分野における研究クラスターが新たに設置されたところでありますが、ラピダス社は参画していないと伺っております。

現時点においてPWCとしてはラピダス社との具体的な連携はありませんが、今後、ラピダス社と科技大とが共同研究などを行う際には、取組を支援していくものと考えております。

次に、PWCにおける産学官連携の変遷についてであります。

PWCは、産学官が密接な連携を図り光テクノロジーの世界的な交流ネットワーク拠点の形成を目指すことを目的に平成9年8月に設立され、翌年4月に開学した千歳科学技術大学を核として、経済産業省の補助制度などを活用した研究支援に取り組んできたところであります。平成14年からは産学官共同研究の推進を目的に研究テーマを同じくする会員によるバイオフォトニクスや有機ナノテクなど6つの研究クラスター活動を開始しております。その後、科技大は、研究分野を光を含むICT、材料などに広げ、学部についても平成27年4月に理工学部に改組し、さらに、平成31年4月には公立大学法人化したところであります。

PWCにつきましては、科技大の研究の広がりや公立化に合わせ、令和元年6月にNPO法人の定款変更を行っており、法人の設置目的として光テクノロジーから光、ICT、材料など、より幅広い先端科学技術の分野に研究開発の分野を広げ、産学官が共同して研究の取組を進めるとしたところであり、研究クラスターにおいてもより広い分野での活動を展開しているところであります。

次に、PWCの名称変更についてであります。

PWCはNPO法人として活動している団体であり、名称の変更につきましては団体の決定によるものと考えますが、法人の設置目的について令和元年に定款変更を行った際にも名称変更は行われておりませんが、今回お話をいただいた件についてはPWCに伝えてまいります。

次に、地域コミュニティーの維持についてお答えします。

初めに、町内会活動の状況把握についてであります。

町内会は、地域住民が日常生活における安全・安心、そして、快適な生活環境を実現するために、住民同士の親睦や交流をはじめ、高齢者の見守り、子育てに関する活動、ごみステーションの管理などの環境整備、防犯や防災などの自主的活動を行う地縁組織であり、市民協働を担う基礎的なコミュニティー組織であると考えております。

近年は、役員の高齢化や若い世代の関心の低下、集合住宅居住者の未加入世帯の増加などから役員の担い手不足や加入率の低下などの課題が生じており、令和元年以降の事例では6つの集合住宅で1つの町内会として組織された町内会において活動の継続が困難となりましたが、集合住宅の1棟ごとにそれぞれが1つの町内会となり、町内会活動を継続した事例があります。

また、市や市町連に対し、町内会活動の維持、継続などについての相談が令和5年度と令和6年度の2年間では6件ありましたが、それぞれの町内会の成り立ちや課題の内容を聞き取り、町内会活動が継続できるよう助言を行うなどの支援を行っているところであります。

次に、ごみステーションなどの管理についてであります。

ごみステーションの設置や維持管理につきましては、千歳市ごみステーション設置等に関する要領に基づき、町内会、町内会に準ずる団体、共同住宅の所有者、管理者が行うものとしており、具体的にはごみステーションの設置の際の市への届出、市から利用開始の通知を受けたときの利用者への連絡、ごみステーションの維持管理などを行っていただいております。

また、生活道路などの防犯灯につきましては、交通安全の確保や犯罪防止などを目的に町内会や自治会などが設置をしており、町内会などには防犯灯の新設や更新、撤去の際の工事発注、市への工事費や電気料の助成申請、維持管理などを行っていただいております。

ごみステーションや防犯灯などは地域の方々の生活環境の維持に必要な機能でありますことから、維持管理の継続方法などについて町内会から相談があった際には、ごみステーションなどの管理状況のほか、町内会の活動内容や課題を十分に確認し、市町連や近隣の町内会とも連携を図りながら維持管理などの自主的活動が継続できるよう支援をしてまいります。

次に、コミュニティ協議会の運営についてであります。

本市のコミュニティ協議会は、おおむね小学校の通学区域程度の規模で、生活環境や地理的条件などがまとまりのある地域においてコミュニティセンターを活動拠点として地域住民が連帯感を持ってコミュニティー活動を展開することを目的に組織されているものであり、市町連が定めた地域コミュニティ運営委員会規程により、コミセンが所在する地域の構成町内会等を基本に組織されております。

コミュニティ協議会は、コミセンを活用した事業など地域のコミュニティー活動の推進を図ること

を目的としており、その事業の担い手としては、地域住民のほか、各コミュニティ協議会が登録団体と認定した地域の団体などの参加、協力を得ながら、防災や地域福祉などの地域課題や地域コミュニティー活動の活性化に取り組んでいただきたい、このように考えております。

市といたしましては、町内会やコミュニティ協議会の活動を通じて地域の人材が育成され、コミュニティー活動が充実していくことを期待しているところであり、今後も町内会活動をはじめ地域のコミュニティー活動が活性化するよう、市町連と連携して活動の支援に努めてまいります。

次に、町内会活動の地域格差の対応についてであります。

市では、これまで、再編交付金や一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用した町内会館や備品整備に対する支援のほか、町内会活性化支援事業としてモデル町内会の取組をまとめた町内会活動活性化ヒント集の配付や町内会ICT活用支援事業による町内会ホームページの開設と情報発信、LINEを活用した電子回覧板の導入支援などの取組を市町連とも連携しながら展開し、町内会活動が持続的に活動を行っていけるよう支援に努めてきたところであります。

また、町内会の実態や町内会関係者の意識を調査するため、本年春に市と市町連が市内146町内会を対象に行った町内会に関するアンケート調査では、町内会運営上の課題として役員の担い手の減少や役員の固定化と高齢化と回答した町内会が9割を超え、特に、会員数が100世帯以下の比較的小規模の町内会では、多くの町内会で実施されている清掃、住民交流、防犯などの活動の実施割合が低い傾向にあるなど、担い手確保は町内会活動の運営にとって重要な課題となっているところであります。

市といたしましては、先日の市町連との要望回答説明会においても意見交換をしたところでありますが、役員の担い手不足や加入率の低下など町内会が直面する課題を解決するため、アパート入居者等の町内会加入促進などについて市町連と具体的な協議を進めるとともに、今後も各町内会の規模や地域特性、活動状況などに応じた支援に努めてまいります。

次に、指定管理者の選定について、千歳市葬祭場の事業者選定についてであります。

初めに、選定委員の得票が同票となった場合の選定ルールについてであります。

指定管理者選定委員会における候補者の選定方法につきましては、昨年度までは選定委員8名の合計得点による選定としておりましたが、今年度から多数決制に改め、当該施設の候補者選定においては3団体から応募があり、うち2団体が4票で同点となったところであります。このことから、第3回指定管理者選定委員会において審議を行った結果、B団体の提案は、人員配置数が7名で、うち常時雇用の正職員が1名のみであり、この人件費の削減額が指定管理料削減額の大半を占めているのに対し、候補者団体である株式会社東洋実業については、人員配置数が15名のローテーション体制で、うち正職員が5名という提案であったものであります。

当該施設は災害時の緊急時にあっても開設が求められる市民生活に欠かせない施設であることを踏まえ、現在、15名のローテーションで行っている事業をB団体は半数以下の7名で事業を継続的確実に行い、さらにサービスを拡大することができるのか、その実効性に疑問があるとし、最終的には、緊急時対応を含め、安定した施設運営が見込まれる株式会社東洋実業が候補者団体として選定されたものであります。

この委員多数決制への見直しに当たり、委員の票数が同数となる場合も想定し、合計得点が多いほうを選定する。また、指定管理料提示額が低いほうを選定するなど様々な手法を検討したところでありますが、合計得点で判断した場合には委員の評価点にばらつきがあることから、必ずしも適切な候補者選定とならない可能性があります。

また、提示額が低いほうを選定する方法については、指定管理者制度が施設の利便性向上や安定した管理運営が図られることを重視する制度で、そのために提示額の積算根拠の明確性や削減提案の妥当性、現実性を判断する必要があり、単に価格競争とは異なるものとなりますことから、委員の過半数の支持を得た団体がないときは選定委員会の審議により候補者を決定することとしております。

なお、審議経過につきましては市民や議会に理解が得られるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、選定手続の議会への中間報告であります。

仕様書を含め、募集要項、選定基準等につきましては、市のホームページで公表しているほか、応募状況については落選団体名を非公表としていることから、新たな情報としてお示しできるのは応募団体数のみとなるなど限定した内容となりますことから、現時点では中間報告を実施することは考えておりませんが、議会への情報提供の在り方については他市の状況も調査しながら検討してまいります。

次に、評価結果の意見書を議会に提出することでありますが、特に、選定委員会において意見が分れた場合など、決定の経過を明確にすることは重要であると考えており、選定委員会においてどのような審議、判断がなされたのかを詳細にお示しし、より議会審議に資する内容となるよう主な議事概要の記載内容の充実を図ってまいります。

次に、指定管理者候補者の選定にもプロポーザル方式と同様なガイドラインを設けることについてでありますが、プロポーザルガイドラインでは対象となる契約を受注者の専門性、企画力、創造性などにより履行内容に差異が現れる業務で、価格のみによる競争に適しない行政計画の立案や記念品のデザイン、催事企画等々を明確に示しているほか、プロポーザルへの参加資格や審査方法、評価基準及び、審査委員会の設置に関することなど遵守すべき事項を定めております。

一方で、指定管理者の選定手続に関しましては、千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例で選定方法を規定しているほか、指定管理者の選定に係る公募等の事務手続を作成し、事務処理等の基本的な考え方や標準的な取扱いを定め、指定管理者の募集、選定を行っているところであります。

次に、単者応募の際の取扱いについてであります。

初めに、1者応募が続く要因と今後の打開方策であります。

指定管理者の募集に関しましては様々な手法で応募情報の周知を行っており、応募団体説明会においては複数の団体の参加があるものの、結果として1者応募となっている施設もありますが、その要因についてはそれぞれの団体の判断によるものであり、具体的な内容は把握しておりません。

なお、指定管理者制度の目的として民間ノウハウの活用による公の施設の利便性向上や市民サービスの向上という点でより多くの提案が得られることは重要でありますことから、これまでの取組といたしまして応募期間を1か月から2か月間に延長し、応募団体説明会に参加した後、申請書類の作成やプレゼンテーションの準備などに十分な期間を確保できるようにしているほか、市のホームページに過去の選定情報を公表するとともに、民間指定管理者公募サイトへの掲載、広報や地域情報誌への記事掲載、第2庁舎1階のデジタルサイネージの活用など、周知徹底に努めているところであります。

また、千歳市が公正な手続により広く様々な団体の施設運営提案を受け入れる自治体であることを伝えることも重要であると考えており、本市がこれまでの制度運用の見直しを通じて選定過程の透明性や公平性の向上に取り組んでいることを周知するほか、応募団体説明会に参加された団体で応募に至らなかった団体に対してはその理由を伺い、次回の募集要領を作成する上での参考にするなど、引き続きよりよい制度運用に努めてまいります。

次に、1者応募で委員の過半数の支持が得られず、候補者団体の選定に至らなかった場合についてでありますが、平成15年の地方自治法の改正により公の施設の管理を一括して委託することはできなくなっており、従前の直営方式とするか指定管理者制度による運営のいずれかを選択することとなっております。

このことから、適した候補者がいない場合には再公募により改めて選定作業を行うか、直営による管理運営へ移行するかのいずれかを検討することとなります。

次に、図書館の指定管理者候補者選定に係る全体講評の修正についてであります。

このたびの修正につきましては、選定委員会がカフェの設置を認めるような表現となっておりましたことから、各選定委員に意見照会を行い、修正内容を各委員に確認し了解を得た上で全体講評を修正しております。

また、選定委員会におきましてはカフェ導入だけを評価したものではなく、次期指定管理期間にはこれまでの取組に加え、医療や健康の蔵書を活用した学習の場の提供やマタニティーブックリストの作成、配付のほか、学校図書館との協力体制の構築、本市にゆかりのある著者の作品紹介コーナーの設置など様々な提案があり、これらの取り組み姿勢からよりよい図書館運営がなされることが期待される団体として評価されたものであり、評価点には影響がないことも各選定委員に確認しております。

次に、連続して1者応募が続くことへの対応であります。

1者応募であっても民間事業者のノウハウにより住民サービスの向上や経費の節減効果が得られており、例えば条例上の閉館日の開館、開館時間の延長、指定管理者の提案による自主事業の実施や施設の環境整備など、民間事業者ならではの施設運営が行われていることに加え、施設を利用する市民へのアンケート調査などのモニタリング結果においても肯定的な意見が多く、市民の満足度も高い状況となっております。このことから、1者応募という結果を理由に指定管理による運営を取りやめるということは考えておりません。

私からは、以上であります。

◆12番北山議員　御答弁、ありがとうございました。
　まず、確認です。
　地域コミュニティーの維持の部分です。
　どうも私がお尋ねしたことと御答弁の中身が食い違っているというか、ポイントがちょっとずれているような気がいたしますので、再度確認いたしますが、私がお尋ねしたのは、要するに、今、高齢化、あとは、役員の担い手不足ということで、町内会活動が維持できないと。維持できなくなったときに、今、町内会が担っている役割をどういうふうに行政のほうに引き継いでいただけるのか、そういう趣旨のお尋ねだったのですが、今の御答弁の中身を聞くと、町内会連合会と一緒になって町内会の維持拡充、それから、集合住宅なんかに入っていらっしゃる方の町内会加入を促進するようなことをお手伝いするみたいな答弁になってしまっていまして、私がお尋ねしたことと全く御答弁の内容が違うわけです。
　それで、そこのところを今聞くと時間があっという間になくなると思いますけども、まず、先ほど御答弁のあった、今、町内会の活動継続が危ぶまれている町内会の動向、令和5年度度、令和6年度はそれぞれ6件ありました。それに対して継続できるように助言を行った、どんな助言を行いましたか。
◎千田市民環境部長　お答えいたします。
　まず、町内活動の維持活動の内容について、この2年間でやった内容が6件ほどありましたということで答弁させていただきました。
　その個別の町内会ですとかの具体的な内容というのは今手元に具体的な資料もありませんが、押さえている内容では、この6件、おおむね、町内会の規模としては比較的小さい町内会からの相談が多かったと。議員がおっしゃられるとおり、役員が高齢になっている、なかなか町内会活動が難しいですとか、そういった内容の御相談がありました。
　それについては、当然、市町連もしくは私どもの市の担当なりがきちんとその内容ですとかその町内会の成り立ちもお聞きしまして、具体的にどういった課題があって、どういった解決策があるのか、例えば近隣の周辺の町内会の状況ですとか、そういったものも参考にしながら、まずお聞き取りをして、必要な町内会の活動を維持していただくような形で相談を受けているという状態であります。
　以上であります。
◆12番北山議員　先ほどの市長の御答弁の中で、市内の90％を超える町内会がその聞き取りに対して高齢化で維持が今後なかなか難しいですよというような趣旨の御回答をされていると。私も今、自分の町内会の会長をやっておりますけども、全く同じなのですよね。要するに、自前では我々はもう後継者を見つけられない。だから、それを行政のほうで今の御答弁ですと手助けしますということなのですけれども、それは代わりに具体的に後継者を見つけて町内会活動を維持できるように行政のほうで主導していただけるという理解でよろしいでしょうか。
◎千田市民環境部長　お答えいたします。
　町内会活動、これは古くから行われております。議員もおっしゃられるとおり、自主的に任意的に

行われている組織であります。そこで担っていただいている活動については、紹介させていただいているとおり、地域の活性化コミュニティーの推進ですとか、公的な部分でいきますと、防犯灯とかごみステーション、こういったものもあるかと思います。

これがこの機能、特に、公的な機能についてはやっぱり必要な活動だと、担っていただきたい活動だということで考えておりますので、もし、そこの活動の継続が困難だということになりましたら、どういった形で継続することができるのか、まずそれを考えさせていただいて、一緒に解決に向けて取り組んでいきたいということであります。いないから市が代わってやりますとかということではなくて、まずは一緒に考えて、それは市町連ですとか他の団体と考えていくと。当然、これからも時代の変化、町並みの変化もありますので、確実的にこうしようとかということではなくて、それぞれの町内会の成り立ち、規模ですとかそういった内容でどういった形で地域コミュニティーをつくっていくのか、これを市町連の方々と、また、町内会の方々と取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

◆12番北山議員　申し上げたとおり、もうこれ町内会活動の維持というのはもう待ったなしの状況です。私たちもそうですけれども、自前で活動できなくなった時点でもう畳むということを我々も役員会の中である程度意思決定をしております。それは、事前に御相談をしないでそのまま閉めてしまうということもあり得ますので、ある日突然、町内会がやめていく。1つの町内会がやめたらうちもやめる。こういうことが連鎖する可能性が十分ありますので、今のうちからその対応策を考えておかないと大変なことになりますよということだけは申し上げておきたいと思います。

それから、もう1点、指定管理のほうです。

指定管理者について、先ほどの市長の御答弁の中で、委員の得票数、多数決方式で同点となった場合の次の定量的な優先順位の決め方、この部分で、提示額の低いほう、あるいは、点数が高いほうを取ったのでは、その中でも不具合が生じるということであったのですが、私が申し上げた中では、指定管理料提示額の低いほう、あるいは、委員各位がつけた得点の平均値が高いほうを取ったらいかがですか。これは以前にも私は申し上げているのですが、極端に高い方や低い方がいますから、その上下を取って、間の平均を取って高いほうで取ったらいかがかということを申し上げたのですが、その辺の部分については駄目なのでしょうか。

そこだけお伺いします。

◎佐藤総務部長　お答えをいたします。

今回、4対4ということで、選定委員会の中ではどのように決定すべきかというところでいろいろな議論をいたしました。

それで、今回考えた中で、今、御提案をいただいた内容については選定委員会の中では考えていないものでありましたけれども、例えばB団体については4人推した人がおりますので、この方たちからは他団体での指定管理実績を踏まえての提案なのだから運営は可能ではないかというふうな意見もございました。得票数が同数の場合、最終的には価格で判断してもよいのではないかという議論もありました。これについては、選定委員会の議論としては評価項目について既に指

定管理料の削減という部分については点数化されていてその結果での判断であるので、最終的に金額で判断をするということは二重にその金額で判断をしてしまうのではないか。それは望ましくないのかではないかということで、その金額についての判断も望ましくないということで選定委員会の中では取り上げなかったということになっています。

そこで、最後に、最終的な判断としましては、選定基準として、この各委員の評価点の満点の7割以上、かつ、最も高い団体を各委員の支持する団体とするということが選定基準というふうになっています。常任委員会でもお示ししております資料の中で、B団体については、この合格点に7割に満たないという評価をしている委員が2人おりました。これは、その実効性に疑問があるということでの評価で、評価点数上2人の委員が不合格であったというものに対しまして、東洋実業につきましては、支持していない委員も含めて、全ての委員が合格点である7割以上を得ていたというところで、今回、選定委員の最終的な総意として東洋実業の指定管理がふさわしいというふうになったものであります。今後もこの得票数が同じになった場合につきましてはこのように選定委員会の総意として、意見をまとめていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○坂野議長　これで、北山議員の時間はなくなりました。

これで、北山議員の一般質問を終わります。